

災害時における通信障害復旧情報等の共有及び連絡調整員の派遣に関する覚書

千葉市（以下「甲」という。）と東日本電信電話会社千葉事業部（以下「乙」という。）は、令和2年8月6日に締結した「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、甲及び乙の情報共有及び連絡調整員の派遣に関して、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 本覚書は、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模通信障害の発生時において、乙は株式会社 NTT 東日本－南関東の社員（以下「連絡調整員」という。）を甲に派遣するなどして、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図ることを目的とする。

（情報の共有）

第2条 乙は、大規模通信障害等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の通信設備復旧に努める。

- 2 甲は、千葉市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。
- 3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。
- 4 甲は、千葉市内において通信障害の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。
- 5 乙は、千葉市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。
- 6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

（1）乙が甲に提供する情報

- ①ニュースリリースの内容
- ②知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙に提供する情報

- ①知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況、市民から提供された通信障害情報
- ②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ③住民が避難している地域、甲が開設している避難所等

（連絡調整員の役割）

第3条 乙が派遣する連絡調整員は、必要に応じて、甲が開催する災害対策本部員会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

（連絡調整員の派遣）

第4条 甲及び乙は、通信復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、甲乙協議の上、乙は連絡調整員を甲の指定する場所に派遣する。

- 2 連絡調整員の派遣を行う場合は、乙は速やかに連絡調整員を手配し、甲は連絡調整員の受け入れに必要な執務スペースや休憩場等の準備を行う。

- 3 連絡調整員の派遣を行わない場合は、甲及び乙にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有および要請を行う。
- 4 連絡調整員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

(費用の負担)

第5条 本覚書に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。

(定めのない事項等)

第6条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月6日

千葉市中央区千葉港1番1号
甲 千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

千葉市美浜区中瀬1丁目3番地
乙 東日本電信電話株式会社
取締役 千葉事業部長 境 麻千子